

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

長野地方法務局飯田支局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

(1) 第 1008－2023－0043 号

(2) 第 1008－2023－0044 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

(1) 飯田市千代 226 番 1

(2) 飯田市千代 227 番 1